

## 浩気寮入寮者の入寮選考基準・在寮期間等について

平成28年12月20日

令和5年7月1日 改訂

入寮予定者(日本人一般学生、外国人留学生)の入寮選抜における基準は、以下のとおりとする。

1. 募集時期は基本的に4月期(留学生は10月期も含む)とし、その他臨時の時期に行う場合があるものとする。
2. 4月期募集の日本人一般学生の場合、浩気寮全体定員(男女合わせて62名)より、4月以降も在寮する者を減じた人数(男女合計、外国人留学生分も含む)を募集可能人数とする。
3. 2のうち、外国人留学生別枠定員(各ユニット男女計16名)を勘案して募集する。
4. 新規入寮予定者の日本人一般学生の入寮選考基準は、入寮可能な保護者(父母等)の世帯収入による経済的な困窮度、遠距離通学等による困難度、国際理解度、入寮希望者調査アンケート等の内容による。また、その他新規入寮予定者の諸事情を勘案する場合を含む。
5. 日本人一般学生の入寮優先順は、次のとおりとする。
  - ①在校生で新規に希望した学部生(より低い学年を優先、且つ、保護者の世帯年収及び通学時間を考慮する)
  - ②新1年生で新規に希望した学部生
  - ③期間延長を希望した学部生及び留年生(低学年順)
  - ④新規に希望した大学院生
  - ⑤期間延長を希望した大学院生

\* その他入寮優先順の詳細については、申し合わせ事項による。
6. 在寮期間は、4月期入寮の場合は学部1、2年生は最大2年間とし、空室状況により1年間の延長を可とする。また学部3、4年生及び大学院生は1年間とし、空室状況等により1年間の延長を可とする。その後の再延長についてはその度に判断する。なお、その他の時期に入寮の場合は当該年度の終了時までとその翌年度までとする。
7. 休学・留学で寮を半年以上不在にする場合の在寮は原則認めない。また、休学・留学のために月初めから終わりまで寮を不在とする場合は、その月の光熱費の支払いは不要とする。なお、休学・留学時の入寮許可期間の延長は不可とする。
8. 入寮予定者については、学務室学生支援・国際係にて原案を作成し、その選抜会議には、学生生活委員長、国際交流委員長、学務室学生支援・国際係、その他関係教職員が参加して行う。
9. 別枠で募集する外国人留学生の入寮選考基準は、次のとおりとする。
  - ①園芸学部・園芸学研究科に在籍する正規生(本科・研究科)及び非正規生(選考会議で特に認めた者)であること。
  - ②寮生活に困難でない語学能力を有し、寮則等を理解でき順守できること。
  - ③日本人一般学生の寮生と積極的にコミュニケーションを図れること。
  - ④原則として、各年度の優先受入れの上限は、男女別の各ユニット等により、男子10名、女子6名とする。
  - ⑤受け入れ枠人数の変更については、現員に空きがある場合には学生生活委員会で検討する。
10. その他、記載のない事項については、随時学生生活委員会にて合議して行うものとする。